

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社スカパーJSATホールディングス		コード	9412
提出日	2023/6/8		異動（予定）日	2023/6/23
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大賀 公子	社外取締役	○													○		有
2	清水 賢治	社外取締役		△														
3	於保 浩之	社外取締役														○		
4	青木 節子	社外取締役	○													○	新任	有
5	豊田 硬	社外取締役	○						△								新任	有
6	高橋 勉	社外監査役	○													○		有
7	大友 淳	社外監査役														○		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	大賀公子氏は、企業経営者としての高い見識と通信業界における豊富な経験・知見を有しており、同氏の助言により、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できるため、社外取締役とするものであります。 また、当社の独立性判断基準及び当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある事項に該当しておらず、独立性を有すると判断し、独立役員に指定いたしました。
2	清水 賢治氏は、2004年7月から2005年6月まで(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ（現スカパーJSAT株）の業務執行者であり、また、2005年7月から2006年6月まで(株)スカパー・ウェルシング（現スカパーJSAT株）の業務執行者がありました。	清水賢治氏は、企業経営者としての高い見識とメディア事業における豊富な経験・知見を有しており、同氏の助言により、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監視ができるため、社外取締役とするものであります。
3	該当事項はありません。	於保浩之氏は、企業経営者としての高い見識とメディア事業における豊富な経験・知見を有しており、同氏の助言により、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できるため社外取締役とするものであります。
4	該当事項はありません。	青木節子氏は、宇宙法、国際法、安全保障戦略等の分野における高度な専門性を有しており、同氏の助言により、経営・ガバナンス体制の強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できるため、社外取締役とするものであります。 また、当社の独立性判断基準及び当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある事項に該当しておらず、独立性を有すると判断し、独立役員に指定いたしました。
5	豊田硬氏は、2018年8月まで、当社の特定関係事業者(当社または当社の重要な事業子会社であるスカパーJSAT株の主要な取引先)である防衛省の業務執行者がありました。	豊田硬氏は、安全保障戦略、宇宙防衛、国際情勢等の分野における豊富な経験と深い知識を有しており、同氏の助言により、経営・ガバナンス体制の強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できるため、社外取締役とするものであります。 また、当社の独立性判断基準及び当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある事項に該当しておらず、独立性を有すると判断し、独立役員に指定いたしました。
6	該当事項はありません。	高橋勉氏は、会計分野における高度な専門性及び豊富な監査経験に基づく助言及び経営・執行等の適法性について中立的な監査を行うことが期待できるため社外監査役とするものであります。 また、当社の独立性判断基準及び当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある事項に該当しておらず、独立性を有すると判断し、独立役員に指定いたしました。
7	該当事項はありません。	大友淳氏は、メディア事業における幅広い見識に基づく助言及び経営・執行等の適法性について中立的な監査を行うことが期待できるため社外監査役とするものであります。

4. 補足説明

(独立性判断基準)

当社は社外役員の独立性を客観的に判断するため、会社法及び当社が株式を上場する金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下の基準に該当する場合には独立性がないと判断しております。

- ① 当社及び当社の重要な事業子会社であるスカパーJSAT株との直近事業年度における取引高が、当社連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者
- ② 当社及び当社の重要な事業子会社であるスカパーJSAT株との直近事業年度における取引高が、その会社の売上高の2%又は1億円のいずれか高い方を超える取引先の業務執行者
- ③ 当社及び当社の重要な事業子会社であるスカパーJSAT株から、直近事業年度において役員報酬以外に10百万円又はその団体若しくは個人の売上高の2%のいずれか高い方を超える金銭その他の財産を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人若しくはコンサルティング会社等に所属する者
- ④ 二親等以内の親族が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び部長格以上の重要な使用人に該当する者
- ⑤ ①～③に該当する者の二親等以内の近親者（但し、重要な使用人に該当しない者を除く）

(軽微基準)

当社は「取引」又は「寄付」について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準として、以下の基準を下回る規模の取引又は寄付しかない場合には、当該取引先との取引又は当該取引先への寄付が、当該社外役員の独立性に与える影響はないと判断し、記載を省略しております。

- ① 直近事業年度における当社との取引額が10百万円未満であること
- ② 直近事業年度における当社からの寄付額が10百万円未満であること

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。